

輪島市被災住宅等消毒支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 6 年奥能登豪雨(以下単に「豪雨」という。)により、床下以上の浸水被害のあった住宅等の消毒実施を支援するために予算の範囲内において補助金を交付することについて、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「住宅等」とは、消毒の実施後に再び住居又は事業所として使用する見込みのあるものであって、次に掲げるものをいう。

(1)令和 6 年 9 月 21 日時点において、所有者又は使用者が実際に居住していた住宅又は事業に供されていた事業所

(2)令和 6 年 9 月 21 日時点において、所有者又は使用者が令和 6 年能登半島地震によりやむを得ず避難し、一時的に空き家となっている住宅又は事業を休止している事業所

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、豪雨により床下以上の浸水被害のあった住宅等の消毒とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の対象となる経費(第 7 条において「補助対象経費」という。)は、消毒を実施した事業者への支払のうち、消毒液剤等の散布に要した経費に限るものとし、

消毒液剤等の散布前の水抜き、泥の除去、床板はがし、掃除及び乾燥作業に要する経費は、補助の対象としないものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の対象となる者(この条において「補助対象者」という。)は、豪雨により床下以上の浸水被害のあった住宅等の所有者又は使用者とする。ただし、当該住宅等に関し、既に別の補助対象者がこの告示の規定に基づき補助金の交付を受けている場合は、補助対象者となることができないものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、輪島市被災住宅等消毒支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 豪雨に係る罹災証明書
- (2) 消毒を実施した事業者への支払を証明する書類(領収書等)
- (3) 補助金の振込先がわかる書類

2 前項の申請は、市長の指定する期日までに行うものとする。

3 住宅等を複数所有している者は、当該住宅等ごとに申請することができるものとする。

4 住宅等の使用者が補助金の申請を行うときは、所有者に同意を得るものとする。

(補助金の額)

第7条 住宅等1棟当たりの補助金は、補助対象経費と同額(その額に1,000円未満の端数があったときはそれを切り捨てた額)を交付するものとし、10万円を上限とする。

(補助金の決定等)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助金の交付の決定をした者には、金融機関への振込の方法により、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、第 6 条第 1 項の申請に虚偽その他の不正があったときは、前条第 1 項の補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 前項の交付決定の取消しを受けた者のうち、既に補助金の交付を受けている者は、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第 10 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。